

【別添3】

19総合第1948号
平成20年3月25日

関係団体の長 あて

農林水産省総合食料局長
農林水産省消費・安全局長
農林水産省生産局長
農林水産省経営局長
林野庁長官
水産庁長官

「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」について

食品業界では、相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が起こっています。消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではありません。

基本的には、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保し、そして向上させていく取組は、各食品企業が取り組むべき性質のものです。

しかしながら、食品企業の不祥事が連鎖的に発生し、食品業界全体に対して消費者の不信が増幅しかねない現状に鑑みれば、食品業界を挙げての積極的な取組が、極めて重要です。

このため、これまで各食品事業者団体に対して、繰り返し、会員等企業が関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動をとるようにお願いしてきているところですが、その取組を一層促進するため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」を農

林水産省「食品の信頼確保・向上対策推進本部」で決定しました。

貴団体においては、本手引き中「I 食品事業者団体向け「信頼性向上自主行動計画」策定の手引き」を踏まえ、「信頼性自主行動計画」を総会・理事会で決定し、外部にPRするとともに、会員等企業にその内容を周知して取組を推進していただきたいと考えています。

また、会員等企業に対しては、本手引き中「II 食品事業者の5つの基本原則」を周知する役割を担っていただき、会員等企業においては、この5つの基本原則を参考にして、社内の取組の点検・検証を行い、不十分な取組があれば、適宜、各基本原則にある「取組方針」及び「具体的な取組事項」を参考に可能なところから実行するとともに、その取組を必要に応じて外部にPRしていただきたいと考えています。

今後、農林水産省としては、食品業界における関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底等を図るため、必要に応じて、本手引きを踏まえた貴団体及び会員等企業の取組状況について報告をお願いしたいと考えていますので、協力をお願いします。